

# 福岡県公報

平成26年9月5日  
第3626号

## 目次

### 告示(第773号-第785号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 (漁業管理課) …………… 4
- 都市計画の変更 (都市計画課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6

- 平成26年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防防災指導課) …………… 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 10
- 平成26年度家畜商講習会の開催 (畜産課) …………… 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 11
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 12
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 12

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 12
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 13
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 14

## 告示

### 福岡県告示第773号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
像居91	ひろホームクリニック	宗像市赤間駅前一丁目9-16-4F	26.6.1	居管・予居管

筑紫生歯76	Azul Dental Clinic	筑紫野市二日市中央六丁目6-20	26・4・1	居管・予居管
春居100	コクミン薬局福岡徳洲会病院前店	春日市須玖北四丁目18	26・8・1	居管・予居管
春居99	いしばし薬局	春日市下白水南三丁目11	26・6・1	居管・予居管
小生薬49	中央薬局つこ店	小郡市津古556-3	26・7・1	居管・予居管
像支42	ケアプランセンターみあれ苑	宗像市田島2290-1	26・7・1	居支
宰居76	さくらデイサービスむさし	太宰府市朱雀二丁目1-34	26・3・1	通介・予通介
糸島地支24	医療法人社団昭友会たなかクリニック	糸島市神在1378-3	26・4・1	居支
み居59	デイサービスのぞみ瀬高	みやま市瀬高町長田字浦田2691-1	26・7・2	通介・予通介
田川居312	サンハイム豊寿園ショートステイ	田川郡糸田町1704	26・6・1	短生
京居136	デイサービスいやし	京都郡みやこ町国分1396	26・6・1	通介・予通介
京居137	介護付有料老人ホームやまぼうし	築上郡築上町大字東築城135-1	26・7・1	特生・予特生

福岡県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
------	-----	-----	-----	-------

み介薬26	元町薬局	平成堂薬局元町店	みやま市瀬高町下庄1722-1	26・7・14
-------	------	----------	-----------------	---------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
み介薬26	平成堂薬局元町店	みやま市瀬高町下庄1718-10	みやま市瀬高町下庄1722-1	26・7・14
飯居303	ハッピーライフ訪問看護ステーション	飯塚市楽市159-2	飯塚市楽市315-1	26・7・10
大支76	社会福祉法人 博愛福祉会居宅介護支援センターよしの	大牟田市大字歴木1807-117（平野山ヒルズ405号）	大牟田市大字吉野2159	26・6・20
飯支96	松口ケアプランセンター	飯塚市楽市159-2	飯塚市楽市315-1	26・7・10
う支17	ケアプランサービスえがお	うきは市吉井町富永1528-2	うきは市吉井町富永1494-3	26・7・9

福岡県告示第775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
飯介薬141	まどか薬局	飯塚市伊岐須298-13	26・7・31
遠介薬31	そうごう薬局水巻店	遠賀郡水巻町梅ノ木団地1-80	14・5・31
大野居42	楽らく館	大野城市御笠川六丁目11-5	26・6・30
大野居43	楽らく館	大野城市御笠川六丁目11-5	26・6・30

**福岡県告示第776号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年9月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	443号	みやま市山川町北関396番1先から みやま市山川町北関364番2先まで

**福岡県告示第777号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八女	県道	八女小国線	前	八女市矢部村北矢部8058番3先から 八女市矢部村北矢部8571番3先まで	4.2 ～ 45.0	2,671.2	
			後	八女市矢部村北矢部8058番1先から 八女市矢部村北矢部8583番先まで	12.5 ～ 84.0	1,126.0	うち一般国道442号重用延長1,126.0メートル

**福岡県告示第778号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川築後線	柳川市東蒲池29番1先から 柳川市三橋町柳河148番2先まで

**福岡県告示第779号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	徳益蒲船津線	柳川市大和町徳益26番3先から 柳川市三橋町柳河153番6先まで

**福岡県告示第780号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	筑 後 線 城 島	前	三潞郡大木町大字笹刈 686番5先から 三潞郡大木町大字笹刈 681番1先まで	6.8 ～ 7.3	8.7
			後	三潞郡大木町大字笹刈 686番5先から 三潞郡大木町大字笹刈 681番1先まで	6.8 ～ 11.4	8.7

**福岡県告示第781号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南筑後	県道	宮 本 線 大 川	前	三潞郡大木町大 字笹刈686番5 先から 三潞郡大木町大 字笹刈681番1 先まで	6.8 ～ 7.3	8.7	うち県道 筑後城島 線重用延 長8.7メー トル
			後	三潞郡大木町大 字笹刈686番5 先から 三潞郡大木町大 字笹刈681番1 先まで	6.8 ～ 11.4	8.7	うち県道 筑後城島 線重用延 長8.7メー トル

**福岡県告示第782号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般 国道	443号	前	柳川市三橋町蒲船津366 番6先から 柳川市三橋町蒲船津374 番1先まで	10.1 ～ 33.5	102.0
			後	柳川市三橋町蒲船津366 番6先から 柳川市三橋町蒲船津374 番1先まで	10.1 ～ 33.5	102.0

**福岡県告示第783号**

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名 称 三池港加入区

**福岡県告示第784号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

田川都市計画道路を変更（田川都市計画道路3・4・6号中央団地川宮線及び3・4・9号後藤寺東町線の変更）

### 福岡県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般 国道	443号	前	みやま市山川町北関396番1先から みやま市山川町北関364番2先まで	98 ～ 12.3	174.0
			後	みやま市山川町北関396番1先から みやま市山川町北関364番2先まで	98 ～ 12.3	

## 公 告

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成26年9月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
古賀都市計画道路3・5・3号花見浜線の変更  
古賀都市計画道路3・4・5号中川熊鶴線の変更  
古賀都市計画道路3・4・7号浜藤津田線の変更  
古賀都市計画道路3・4・8号屋敷五楽線の変更  
古賀都市計画道路3・5・9号古賀停車場線の変更  
古賀都市計画道路3・4・16号後牟田大池線の変更  
古賀都市計画道路3・4・17号今一大塚線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
古賀市日吉一丁目、日吉二丁目、青柳、青柳町、川原、天神一丁目及び駅東一丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課  
古賀市建設産業部都市計画課

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成26年9月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容

福岡都市計画道路3・4・14号松原上西郷線の変更

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
福津市花見が丘一丁目の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課  
福津市都市整備部都市計画課

---

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ダイレックス東福岡店
  - (2) 所在地 福津市津丸字桜1120番3ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市針摺中央一丁目445番1、447番9、448番1、448番4から448番11まで、450番1、450番2、509番1、509番4、509番7から509番12まで、510番3及び510番

4並びにこれらの区域内の道路である市有地448番3の一部、509番6の一部並びにこれらの区域内の里道、水路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
太宰府市通古賀三丁目1番14号  
ナガタ建設 株式会社  
代表取締役 永田 義信

---

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市水城六丁目508番2、509番19、509番20及び717番37
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
太宰府市水城一丁目18番22号  
伊藤 進

---

### 公告

平成26年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施する講習  
消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）
- 2 受講対象者
  - (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の者
  - (2) 消防設備士講習を受講した日以降における最初の4月1日から5年以内の者（諸事情により、受講していない者も対象となる）

3 講習科目等

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
- イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
- ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点
- エ 消防設備士の責務
- オ 特異な火災事故例及びその問題点
- カ その他防火に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点
- イ 工事整備対象設備等の試験基準及び点検要領
- ウ 工事整備対象設備等の奏功例並びに事故例及びその問題点
- エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点

(3) その他

講習終了後効果測定を行うものとする。

4 講習の区分及び対象

(1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者（消防設備士の種類）
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
平成26年10月15日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	北九州市 北九州市立男女共同参画 センター	北九州市小倉北区大手 町11-4
平成26年10月16日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成26年10月17日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成26年10月20日 (月曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成26年10月21日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成26年10月22日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成26年10月23日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成26年11月5日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	宮若市 直方鞍手広域市町村圏消 防組合本部	宮若市宮田16-1
平成26年11月6日 (木曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成26年11月7日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成26年11月12日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	久留米市 久留米ビジネスプラザ	久留米市宮ノ陣四丁目 29-11
平成26年11月13日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上

平成26年11月14日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成26年11月27日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜一 丁目3-3
平成26年11月28日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成26年12月2日 (火曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成26年12月4日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成26年12月9日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成26年12月10日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成26年12月16日 (火曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成26年12月16日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成26年12月16日 (火曜日)	特殊消防用設備等 甲特類	同 上	同 上
平成26年12月17日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上

講習時間は、講習会場によって異なる。

- ・宮若市、久留米市、福岡市は、午前9時15分から午後5時00分までとする。
- ・北九州市は、午前9時45分から午後5時30分までとする。

## 6 受講手続

- (1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴三丁目1番10号セレス赤坂門ビル5階 一般財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成26年8月25日（月）から交付する。

## (2) 受講料

受講料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

## (3) 受付の期間及び場所

持参による場合は、平成26年9月1日（月）から平成26年9月30日（火）までの間、郵送による場合は平成26年9月30日（火）までの消印のあるものに限り、一般財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

## 7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

## 8 その他

- (1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。
- (2) 受講手続の問合せは、一般財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092-722-1265）に対して行うこと。

## 公告

田川郡呉土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏 名	住 所
加治 忠一	田川郡香春町大字採銅所4697番地
伊藤 信勝	田川市大字伊田4163番地1
植田 静夫	田川郡香春町大字鏡山420番地3



中山 達雄	田川郡香春町大字鏡山1644番地 1
岩村 正和	田川郡香春町大字鏡山145番地
南野 昭治	田川郡香春町大字鏡山503番地 2
中村 欣一	田川郡香春町大字高野438番地
柴崎 力	田川郡香春町大字高野537番地 3
白本 末俊	田川郡香春町大字香春1221番地
正蔵寺 甲	田川郡香春町大字香春1323番地
坂本 譲	田川郡香春町大字香春1719番地 1
大嶋 勝弘	田川市大字夏吉172番地 2
原田 勉	田川市大字夏吉1700番地
永井 春松	田川市大字夏吉789番地
宮崎 武士	田川市大字夏吉822番地 2
木戸 孝一	田川郡福智町伊方3007番地 2

## 2 退任監事

氏 名	住 所
守田 三治	田川郡香春町大字高野129番地
坪根 忠平	田川郡香春町大字鏡山1089番地 1
富村 憲司	田川郡香春町大字香春1359番地
皆川 信幸	田川市大字夏吉1556番地 2
須藤 乃式	鞍手郡鞍手町大字八尋1409番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
加治 忠一	田川郡香春町大字採銅所4697番地

伊藤 信勝	田川市大字伊田4163番地 1
植田 静夫	田川郡香春町大字鏡山420番地 3
中山 達雄	田川郡香春町大字鏡山1644番地 1
岩村 正和	田川郡香春町大字鏡山145番地
南野 昭治	田川郡香春町大字鏡山503番地 2
中村 欣一	田川郡香春町大字高野438番地
柴崎 力	田川郡香春町大字高野537番地 3
富村 憲司	田川郡香春町大字香春1359番地
正蔵寺 甲	田川郡香春町大字香春1323番地
坂本 譲	田川郡香春町大字香春1719番地 1
大嶋 勝弘	田川市大字夏吉172番地 2
原田 勉	田川市大字夏吉1700番地
永井 春松	田川市大字夏吉789番地
宮崎 武士	田川市大字夏吉822番地 2
皆川 信幸	田川市大字夏吉1556番地 2

## 4 就任監事

氏 名	住 所
坪根 忠平	田川郡香春町大字鏡山1089番地 1
川口 光	田川郡香春町大字高野111番地
白本 末俊	田川郡香春町大字香春1221番地
木戸 孝一	田川郡福智町伊方3007番地 2
須藤 乃式	鞍手郡鞍手町大字八尋1409番地

川崎町木城土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 退任理事

氏 名	住 所
大谷 善之助	田川郡川崎町大字安真木7010番地の4
山本 嘉明	田川郡川崎町大字安真木7014番地
久富 芳太	田川郡川崎町大字安真木6893番地
大谷 武久	田川郡川崎町大字安真木6884番地
月俣 功	田川郡川崎町大字安真木6793番地の2
大久保 イツミ	田川郡川崎町大字安真木6975番地

#### 2 退任監事

氏 名	住 所
中村 始	田川郡川崎町大字安真木7541番地の3
徳丸 昌孝	田川郡川崎町大字安真木7434番地の1
中村 尚壽	田川郡川崎町大字安真木7138番地

#### 3 就任理事

氏 名	住 所
大谷 善之助	田川郡川崎町大字安真木7010番地の4
山本 嘉明	田川郡川崎町大字安真木7014番地
久富 芳太	田川郡川崎町大字安真木6893番地
大谷 武久	田川郡川崎町大字安真木6884番地

月俣 功	田川郡川崎町大字安真木6793番地の2
大久保 イツミ	田川郡川崎町大字安真木6975番地

#### 4 就任監事

氏 名	住 所
中村 始	田川郡川崎町大字安真木7541番地の3
川根 節生	田川郡川崎町大字安真木6860番地
中村 尚壽	田川郡川崎町大字安真木7138番地

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町仲原二丁目2061番1、2061番2及び2061番9
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡粕屋町仲原一丁目14番2号  
今泉 信行

#### 公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成26年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小 川 洋

- 講習の目的  
家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。

## 2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

## 3 開催日時及び場所

日	時	場 所
平成26年10月15日 (水曜日)	午前9時00分 ～ 午後5時00分	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁地下1階14号会議室
平成26年10月16日 (木曜日)	〃	

## 4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

## 5 受講手続

- (1) 受講希望者は家畜商講習会受講申込書1部に写真(申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの)を貼付し、平成26年9月30日(火曜日)までに福岡県農林水産部畜産課(〒812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「畜産課」という。)に提出すること。

また、受講手数料3,100円(福岡県領収証紙によること。)は、領収証紙納付書に貼付の上、講習会第1日目の講習会場受付に提出すること。

- (2) 講習会の受付は、講習会第1日目の午前8時30分から午前9時00分までの間に行う。

- (3) 受講申込書は、畜産課又は福岡県の農林事務所配付する。

## 6 講習の特例措置

獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)

第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し提出すること。

## 7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

## 8 その他

- (1) 受講者は、筆記用具を持参すること。  
(2) 講習会用テキストは、当日受付であつせんする(実費3,400円程度)。  
(3) 受講手続その他の問合せは、畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市天領町一丁目8番2及び8番11から8番42まで並びに諏訪町一丁目111番1及び111番5から111番11まで並びに諏訪町二丁目49番1及び49番4から49番11まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大正町二丁目3番地2

九州不動産取引センター

代表 古場 憲昭

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町大字濃施字濃施中480番2、480番7、484番5、484番2、486番6の一部、487番3の一部、489番2の一部、496番の一部、1120番2、1120番3、1120番7、1127番2、1127番3及び4490番2の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

みやま市高田町濃施394番地

医療法人 弘恵会

理事長 横倉 義武

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年8月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人築上自立支援センターファン

(2) 代表者の氏名

野崎 裕司

(3) 主たる事務所の所在地

築上郡築上町大字坂本511番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、本人たちに適した社会参加の場が少なく、働く能力があるにもかかわらず、就労が難しく、能力を発揮することができない人たちに対して、生活及び職業に関する訓練を行うとともに、就労の機会を確保することで、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援及び地域住民との交流に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月5日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人はき子ども文化ゆめ基金

(2) 代表者の氏名

林 定本

(3) 主たる事務所の所在地

朝倉市杷木久喜宮2787番地2子ども未来館・はき内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもたちに対して、文化芸術活動を通じて、子どもたちの心身ともに豊かな成長を促すための支援事業を行い、地域文化形成及び文化芸術の振興を通し、公益の増進に寄与することを目的とする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第242号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年9月5日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

## (1) 講習会の日時

平成26年10月30日（木） 午前10時00分から午後5時00分までの間

## (2) 講習会の場所

直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## 2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第243号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年9月5日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日時	場所	開催警察署
平成26年10月16日（木） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成26年10月21日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署
平成26年10月29日（水） 午後1時30分～午後4時30分	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

**福岡県公安委員会告示第244号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成26年9月5日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年11月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成26年11月13日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成26年11月20日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年11月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参するこ

と。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。